

食安輸発第1126002号  
平成20年 11月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 中国産養殖魚介類の取扱いについて

中国における家畜用飼料等へのメラミンの不正使用事案の発生については、平成20年10月16日付け食安基発第1016002号及び食安監発第1016001号にて通知したところですが、今般、国内流通品の自主検査において、中国産うなぎ加工品からメラミンが検出された旨(1.9mg/kg)の情報を入手したことから、中国産養殖魚介類及びその加工品について、下記のとおりメラミンに関するモニタリング検査を実施することとしたので、対応方よろしくお願いします。

#### 記

1. 実施期間

平成20年11月26日～平成21年3月31日

2. 対象食品

中国産養殖魚介類(うなぎ、えび、かに、ふぐ及びスッポン)及びその加工品

3. 検体採取方法及び試験実施機関

平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号 別添の別表第2「畜水産食品の残留有害物質等②」により検体を採取し、横浜検疫所及び神戸検疫所輸入食品・検疫検査センターにおいて試験を実施すること。

4. 検査方法

「食品中のメラミンの試験法について」(平成20年10月2日付け食安監発第1002003号)によること。

5. 検査検体数

うなぎ 59件、えび 29件、かに 29件、ふぐ 5件、スッポン 5件

## 6. その他

- (1) 今般の検出事例に関連する次の加工施設から輸出された2の食品については、優先的にモニタリング検査を実施すること。

加工施設：Putian Dongyuan Aquatic Food Product Co., Ltd. (莆田東源水産食品有限公司)

- (2) 飼料等から食品中への間接的なメラミンの残留が確認された場合であって、メラミンが2.5mg/kg を超えて検出された場合は、輸入者に対し、当該食品の回収等の措置を講ずるよう指導すること。なお、当該食品にメラミンが意図的に添加された場合にあっては、食品衛生法第10条に違反するものとして措置すること。